

板橋区地域自立支援協議会傍聴規程

令和2年3月31日福祉部長決定

(趣旨)

第1条 この規程は、板橋区地域自立支援協議会設置要綱（平成19年10月31日区長決定）に基づき、板橋区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の公開)

第2条 何人も、本規程の定めるところにより、協議会の会議を傍聴することができる。ただし、会議の内容が東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）に規定される非公開情報が含まれる等の場合は、この限りではない。

(傍聴の申込)

第3条 協議会の議事の傍聴を希望する者は、福祉部障がい政策課において、申込書に、自己の住所、氏名などを記入の上、傍聴券を受け取るものとする。

2 会長は、会議を行う場所等を勘案して予め傍聴者の数を定め、申込みがその数に達するまで、申込者の先着順に傍聴を許可するものとする。ただし、会長が特段の事情があると認める場合には、先着順によらず傍聴をすることができる。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退室しようとするときは、これを福祉部障がい政策課に返還しなければならない。

(傍聴席に入れない者)

第4条 次の各号の一に該当すると認めたときは、傍聴席に入ることができない。

- (1) 傍聴券を携帯していない者
- (2) 凶器の類を携帯した者
- (3) 酒気を帯びた者
- (4) 異様の服装をした者

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を守り静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 他人に危害を加える恐れのある物を携帯してはならない。
- (2) ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込んではならない。
- (3) 委員の発言に対し、批判を加えてはならない。
- (4) 発言し、又は拍手その他の方法により、公然と可否を表明してはならない。
- (5) 会議中にみだりに席を離れてはならない。
- (6) 騒ぎ立てる等、会議の妨害をしてはならない。
- (7) 飲食又は喫煙をしてはならない。
- (8) 写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りではない。
- (9) 携帯電話等を使用してはならない。
- (10) その他、会議の支障となる行為をしてはならない。

(傍聴者の入退室)

第6条 傍聴者の入退室は、次の各号による。

- (1) 会議中における入室及び退室は、原則として認めない。
- (2) この規程に違背し、会長に退室を命じられた者は速やかに退室しなければならない。

(雑則)

第7条 この規程に定めのない事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。